

生徒心得

愛知県立岡崎盲学校

未成年用（幼稚部・小学部を除く）

校訓 自立

自立へ向けて「努力は自信をうみ 感謝は和をもたらし 誠実はともに生きる道をひらく」

第1章 生活全般

1 学 習

- (1) 勉学を中心とした生活を確立し、毎日の予習、復習を心掛ける。
- (2) 授業中は、学習に集中し、不謹慎な言動・態度は慎む。
- (3) 考査や各種テストには全力を注ぎ、不正行為は絶対にしない。

2 通 学

- (1) 朝は8時40分までに登校し、始業前の準備をしっかりと行う。
- (2) やむを得ず欠席・遅刻・早退・欠課をする場合は、事前に保護者から担任へ連絡する。当日欠席及び遅刻をする場合は、学校に電話連絡をする。
- (3) 荒天時は、交通機関の乱れや歩行困難な状況が予測される。安全を確認し登下校する。
- (4) 定められた通学路を通行し、交通規則を守る。
- (5) 白杖を必要とする者は必ず携える。
- (6) 下校時刻の最終は原則として17時とする。なお下校の際は、窓の戸締り・室内の整頓に注意する。

3 日常の生活

- (1) 来客には静かに会釈やあいさつをする。
- (2) 登校時にはお互いにあいさつをする。
- (3) 言葉遣いは丁寧にする。
- (4) 廊下は静かに右側通行する。
- (5) 衣服や所持品には氏名を記入する。
- (6) 校内の美化には常に心掛ける。

- (7) 髪はパーマをかけたり、染色したりしない。
- (8) 化粧、ピアス等、装飾品は禁止する。
- (9) 不適切な男女交際は禁止する。

| 交友・男女の関係 |
|-----------------------|
| 1 誠意をもって接し、よい友となる。 |
| 2 責任を重んじ、互いに協調する。 |
| 3 異性との必要以上の身体接触は行わない。 |
| 4 男女の交際は相互の人格を尊重すること。 |

- (10) 悩み事は、担任や相談係の先生に相談し、早期に解決するように努める。
- (11) 氏名・住所・電話番号・保護者氏名・身体障がい者手帳・療育手帳（愛護手帳）等に変更が生じた場合は、届けを提出する。

4 携帯電話・スマートフォン・タブレットの使用

- (1) 自宅等から通学する生徒に対しては、携帯電話・スマートフォンの持ち込みを認めるが、予め担任に持ち込むことを伝える。原則、校内では使用しない。登校後はすぐに電源を切り指定の個人別のロッカーに保管し、下校時には持ち帰る。緊急時等、やむを得ない事情により使用したい場合は、担任に申し出て許可を得てから、他の生徒の迷惑にならない場所で使用する。
- (2) 寄宿舍から通学する生徒に対しては、携帯電話・スマートフォンの持ち込みは認めない。必ず寄宿舍で保管してもらうなどして登校する。
- (3) 貸与したタブレット以外のタブレットは、持ち込みを認めるが、予め担任に申し出て許可を得る。校内では授業等の学習の目的のみ使用し、その他の目的での利用は認めない。使用しないときは、電源を切り指定の個人別のロッカーに保管し、下校時には持ち帰る。
- (4) 携帯電話・スマートフォン・タブレットの使用や保管に際しては、落下や破損、紛失等に十分注意して使用する。また、保護カバーなどを装着するなどの事故の予防をしておく。
- (5) 携帯電話・スマートフォン・タブレットの持ち込みや使用に関して、不適切な行為を行わないようにする。

5 貴重品の管理

- (1) 余分な現金は所持しない。
- (2) 娯楽品等学習に不必要な物品は校内での使用を禁止する。但し、行事等で必要な場合は担任に相談して許可を得る。

- (3) 所持品には必ず記名をする。
- (4) 貴重品は、各自が責任をもって管理する。

6 公共物の使用

- (1) 備品及び施設を大切に使用し、破損したときは、担任に申し出る。
- (2) 故意または重大な過失で破損した場合は、責任をもって弁償する。

第2章 身だしなみ

1 制服規定

(1) 冬期

ア 男子

- ・ 黒詰襟学生服（襟に校章を付ける）
- ・ 白無地のワイシャツまたはポロシャツ
- ・ 黒学生ズボン

イ 女子

- ・ 学校指定の上着、スカートまたはスラックス
- ・ 白無地の襟付のブラウスまたはポロシャツ
- ・ 黒またはネイビーのベスト
- ・ 学校指定のえんじ色リボン（学校の購買で販売）

※気温が高く、上着を脱いで過ごす場合は、肌着が透けないように服装の工夫をする。

(2) 夏期

ア 男子

- ・ 白無地のワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツのいずれかで、半袖または長袖
- ・ 黒学生ズボン

イ 女子

- ・ 白無地の襟付のブラウスまたはポロシャツで、半袖または長袖
- ・ 学校指定のスカートまたはスラックス
- ・ 中学部は学校指定のえんじ色のリボン、高等部は学校指定の緑色のリボン

※けがや、その他の理由で制服の着用が難しい場合は、許可を受ける。

2 シューズ類

(1) 通学

運動靴または革靴

(2) 上履

運動靴またはスリッパ（運動靴がのぞましい）

(3) 靴下

白、黒、紺のソックス

女子のストッキングまたはタイツは華美でないものとする。

3 防寒衣

コート、ベスト、カーデガンについては、黒、紺、グレー、茶系など、華美でないものとする。

第3章 交通安全

1 交通マナー

- (1) 登下校の際、バス停付近や交差点においては自転車や自動車に注意して歩行する。
- (2) 信号・横断歩道・点字ブロックの誘導を守り、斜め横断等をしない。
- (3) 自転車には乗らない。乗せてもらわない。

2 事故にあった場合

- (1) 交通事故にあった場合は、相手の確認をする（氏名、住所、電話番号、勤務先、自動車の車種・色・ナンバー等）。
- (2) 交通事故にあった場合は、必ず警察への通報と、家庭・学校への連絡をする。また、必要に応じて救急車で病院に行く。
- (3) 被害者になった場合、「大丈夫です」と即答しない。また現金を受け取らない。

第4章 防災・防犯

1 防災・防犯対策

- (1) 防災対策として、災害時には家族間で落ち合う場所等を話し合っておく。
- (2) 事件に巻き込まれないよう、SNS等や個人情報の取り扱いには十分注意をする。また、校外における勧誘にはついて行かずにはっきりと断る。

第5章 特別指導

法令に反する行為、岡崎盲学校生としてふさわしくない行為を行った場合は、特別指導を行う。

令和元年5月施行

令和3年4月改正

令和5年3月改正

令和5年6月改正

生徒心得

愛知県立岡崎盲学校（成人用）

校訓 自立

自立へ向けて「努力は自信をうみ 感謝は和をもたらし誠実はともに生きる道をひらく」

1 学 習

- (1) 勉学を中心とした生活を確認し、毎日の予習、復習を心掛ける。
- (2) 授業中は、学習に集中し、不謹慎な言動・態度は慎む。
- (3) 考査や各種テストには全力を注ぎ、不正行為は絶対にしない。

2 通 学

- (1) 朝は8時40分までに登校し、始業前の準備をしっかりと行う。
- (2) やむを得ず欠席・遅刻・早退・欠課をする場合は、事前に本人または保証人から担任に連絡する。当日欠席及び遅刻をする場合は、学校に電話連絡をする。
- (3) 荒天時は、交通機関の乱れや歩行困難な状況が予測される。安全を確認して登下校する。
- (4) 定められた通学路を通行し、交通規則を守る。
- (5) 白杖を必要とする者は必ず携える。
- (6) 登校後の外出は禁止とする。
- (7) 下校時刻の最終は17時とする。なお、下校の際は、窓の戸締り・室内の整頓に注意する。

3 日常生活

- (1) 来客には静かに会釈やあいさつをする。
- (2) 登校時にはお互いにあいさつをする。
- (3) 言葉遣いは丁寧にする。
- (4) 廊下は静かに右側通行する。
- (5) 衣服や所持品には氏名の記入を勧める。

- (6) 校内の美化には常に心掛ける。
- (7) 頭髪・化粧・装飾品については、学生らしくたしなむ。
- (8) 悩み事は、担任や相談係の先生に相談し、早期に解決するように努める。
- (9) 住所・氏名・保証人・身体障がい者手帳等に変更が生じた場合は、届けを提出する。
- (10) 防災対策として、災害時には家族間で落ち合う場所等を話し合っておく。

4 携帯電話・スマートフォン・タブレットの使用

校内では電源を切るかマナーモードにし、授業以外で使用する場合は、担任の許可を得る。タブレット端末は授業以外では使用しない。

5 貴重品の管理

- (1) 現金は最低限の所持をする。
- (2) 娯楽品等不必要な物品は、校内での使用を禁止する。但し、授業や行事等で必要な場合は担任に相談して許可を得る。
- (3) 貴重品は、各自が責任を持って管理する。

6 公共物の使用

- (1) 備品及び施設を大切に使用し、破損したときは、担任に申し出る。
- (2) 故意または重大な過失で破損した場合は、責任をもって弁償する。

7 身だしなみ

- (1) 華美でない服装を着用する。
- (2) シューズ類
 - ア 通学 革靴または運動靴等がのぞましい
 - イ 上履 運動靴またはスリッパ等がのぞましい
- (3) 防寒衣
 - 黒、紺、グレー、茶系等華美でないものがのぞましい

8 交通安全

(1) 登下校の際、バス停付近や交差点においては自転車や自動車に注意して歩行する。

(2) 交通事故にあった場合は、どんなことでも担任に連絡し、生徒指導部に届ける。

ア 相手の確認（氏名、住所、電話番号、勤務先、自動車の車種・色・ナンバー等）

イ 警察・家庭・学校への通報・連絡など、必要に応じて救急車を手配する。

ウ 被害者になった場合、「大丈夫です」と即答しない。また現金を受け取らない。

9 アルバイト

原則的には禁止だが、家庭の事情等で希望する場合は願を提出して、許可を得る。

10 特別指導

法令に反する行為、岡崎盲学校生としてふさわしくない行為を行った場合は、特別指導を行う。

平成 28 年 3 月改正

令和 元年 5 月改正

令和 5 年 3 月改正